

遊泳用プール開設 許可等の手引き

令和7年4月

大津市保健所 衛生課

目次

- はじめに、一般的な手続きの流れ・・・・・・・・・・p1
- 各種申請及び届出の方法等について・・・・・・・・・・p2～p4
- 構造設備基準及び維持管理基準について・・・・・・・・p5～p10
- 各種申請書及び届出書の様式について・・・・・・・・p11～p16

《お問い合わせ先》

大津市保健所衛生課

〒520-0047

大津市浜大津四丁目 1-1 明日都浜大津 2 階

TEL : 077-522-7372

FAX : 077-522-7373

はじめに

遊泳用プールを開設しようとするときは、事前に保健所に許可申請を行い、保健所の許可を受けなければなりません。

なお、許可を受けるには、滋賀県遊泳用プール条例（以下「条例」という。）等で定められている許可基準に適合する必要があります。

遊泳用プールとは・・・

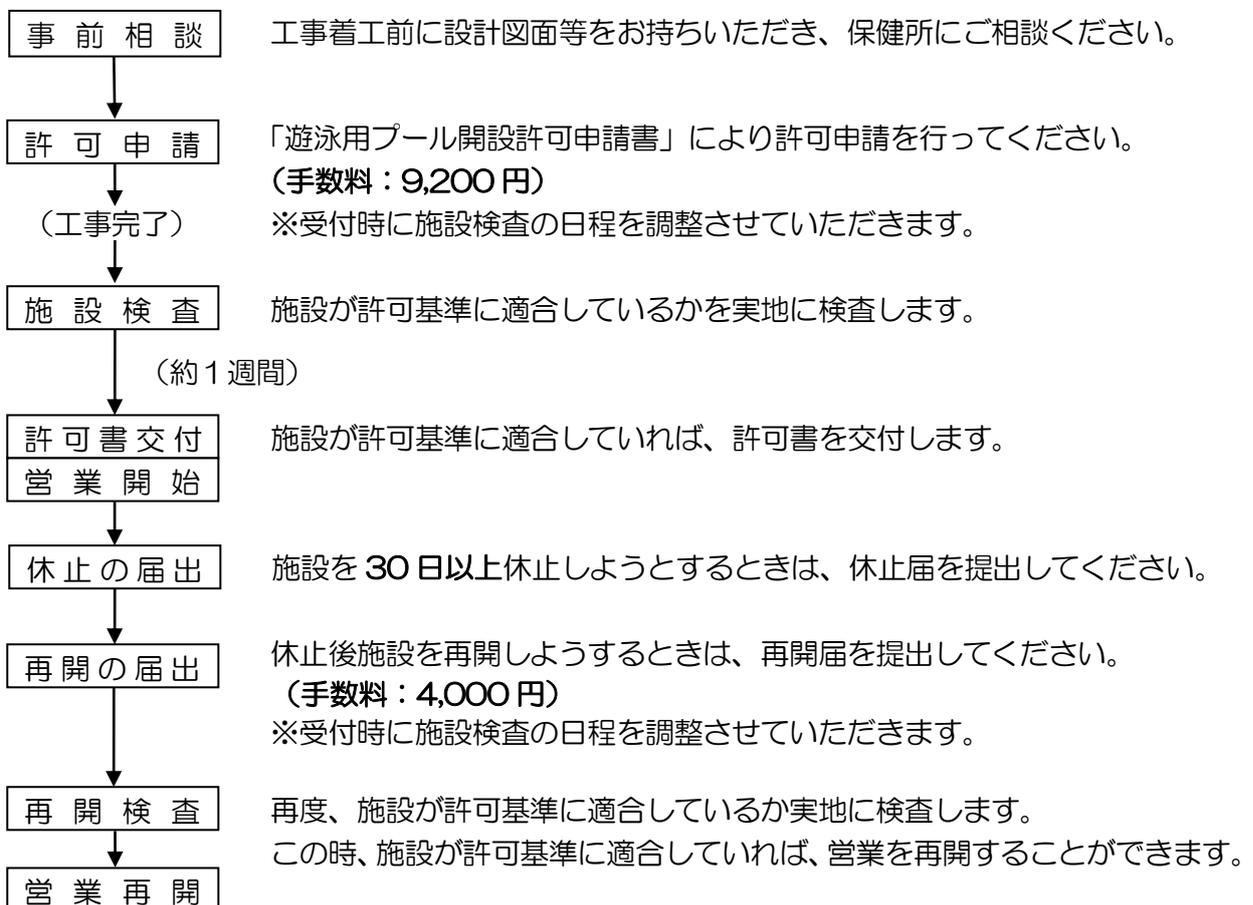
条例第 2 条の規定により、「容量 50 立方メートル以上の貯水槽を設け、多数人に遊泳させる施設」と定義されております。

また、多数人に遊泳させる施設に 2 槽以上の貯水槽を設け、その合計容量が 50 立方メートル以上になる場合も遊泳用プールに該当します。

なお、条例第 3 条第 1 項の規定により、学校教育法第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校及び同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園において、その幼児、児童、生徒及び学生並びに園児を対象とする遊泳用プールについては、条例の適用対象外とされているため、上記の許可を受ける必要はありません。

ただし、これらの遊泳用プールであっても、継続的に一般に開放する場合は、条例の適用対象となり、許可を要する可能性があります。

1. 一般的な手続きの流れ



2. 許可の申請

遊泳用プールを開設しようとするときは、審査手数料（9,200 円）を添えて、保健所に許可申請して許可を受ける必要があります。

【申請に必要なもの】

○遊泳用プール開設許可申請書（滋賀県遊泳用プール条例施行規則 様式第1号）

また、「構造設備の概要」も添付する必要があります。

○添付書類

- (1) 遊泳用プール開場場所付近の見取図
- (2) 主な施設の配置図
- (3) 遊泳用プール及びその付属施設の詳細な平面図、立面図及び断面図
- (4) 循環ろ過及び給排水の配管系統図
- (5) 循環ろ過機の仕様書
- (6) 申請者が法人の場合は、当該法人の登記事項証明書
- (7) 貯水槽の水に水道水以外の水を使用する場合は、検査機関による水質検査成績書（過去1年以内に実施されたものに限る。）
- (8) 衛生管理者^(注)の資格を証する書面の写し
- (9) 救護員^(注)の資格を証する書面の写し

○審査手数料（9,200 円）

(注) 条例施行規則別表第2第6号及び第7号の規定により、遊泳用プールには衛生管理者及び救護員を置くことが義務付けられています。

(1) 衛生管理者とは

遊泳用プールにおける水質管理、維持管理、施設の保守点検整備及び事故防止、救護対策等を行う者であります。

平成6年に滋賀県が開催した「遊泳用プールにおける安全および衛生に関する講習会」の受講者の他、次の講習会を受講・修了した者が衛生管理者になることができます。

【対象の講習会について】

- ・ 公益社団法人日本プールアメニティ協会又は一般社団法人日本スイミングクラブ協会が開催するプール衛生管理講習会
- ・ 公益財団法人日本体育施設協会が開催する水泳指導管理士養成講習会

(2) 救護員とは

遊泳用プールにおいて、傷病者が発生した場合に応急救護にあたる者であり、医師、看護師又は救命救急士の資格を有する者の他、次の講習会等を受講・修了した者が救護員になることができます。

【対象の講習会等について】

- ・ 消防署が開催する救命講習
- ・ 日本赤十字社各都道府県支部が開催する救急法講習、
水上安全法救助員Ⅰ養成講習又は水上安全法救助員Ⅱ養成講習
- ・ 日本ライフセービング協会が開催する蘇生法講習会
- ・ 一般社団法人日本スイミングクラブ協会が開催する
救急蘇生法適任者講習会又は救急蘇生法基本講習会
- ・ BSAC JAPAN が開催する Skill Development Course CPR-AED 又は Skill
Development Course First Aid
- ・ 公益財団法人日本体育協会、公益財団法人日本水泳連盟又は一般社団法人日本ス
イミングクラブ協会が開催する水泳教師養成講習会
- ・ 公益財団法人日本体育施設協会が開催する水泳指導管理士養成講習会
- ・ 公益財団法人日本体育施設協会又はスポーツ救急手当維持管理委員会が開催する
スポーツ救急手当講習会「プロバイダーコース」

3. 変更の届出

申請書に記載した事項を変更しようとするとき（遊泳用プールの名称を変えようとするとき、申請者の住所や氏名を変えようとするとき、遊泳用プールの構造設備を変更しようとするとき（軽微なものに限る。）等）は、保健所にその旨を届出する必要があります。

【届出に必要なもの】

- 遊泳用プール開設許可事項変更届（滋賀県遊泳用プール条例施行規則 様式第2号）
- 添付書類
 - ・ 変更内容を明らかにする書類

4. 休止の届出

遊泳用プールを引き続き30日以上休止しようとするときは、保健所にその旨を届出する必要があります。

【届出に必要なもの】

- 遊泳用プール休止届（滋賀県遊泳用プール条例施行規則 様式第3号）
届出書に添付を要する書類はありません。

5. 再開の届出

休止した遊泳用プールを再開しようとするときは、検査手数料（4,000円）を添えて保健所にその旨を届け出て、遊泳用プールの構造設備について保健所の検査を受ける必要があります。
なお、その検査を受けた後でなければ、遊泳用プールの使用を再開することはできません。

【届出に必要なもの】

○遊泳用プール再開届（滋賀県遊泳用プール条例施行規則 様式第4号）

届出書に添付を要する書類はありません。

○検査手数料（4,000円）

6. 廃止の届出

遊泳用プールを廃止しようとするときは、保健所にその旨を届出する必要があります。

【届出に必要なもの】

○遊泳用プール廃止届（滋賀県遊泳用プール条例施行規則 様式第3号）

○添付書類

- ・ 許可書 ⇒ 許可書を紛失している場合は、紛失届の添付が必要です。

構造設備（許可）基準等(1)

基準		根拠
対象	容量50m ³ 以上の貯水槽を設け、多数人に遊泳させる施設であること	条例2
	学校教育法第1条に規定する 学校 、同法第124条に規定する 専修学校 及び同法第134条第1項に規定する 各種学校 並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する 幼保連携型認定こども園 において、その幼児、児童、生徒及び学生並びに園児を対象とする遊泳用プールでないこと	条例3-1
貯水槽	貯水槽は不浸透性材料を用い、給排水及び清掃が容易にできること	条例4-1-1
	貯水槽は周囲から汚水が流入しない構造とし、周囲にオーバーフロー溝を設けること	条例4-1-1
	遊泳者の見やすい場所に水深を明示すること	条例4-1-2
	貯水槽には、消毒薬が連続注入でき、かつ、水中の遊離残留塩素濃度又は二酸化塩素濃度が均一となるよう適切な位置に必要な数の注入口を設けること	規則 別表第1-3
	排水口及び循環水その他貯水槽から取り入れる水の取入口には、遊泳者の吸込みを防止する構造を有する堅固な格子蓋または金網（以下「吸込防止用格子蓋等」という。）を設けてネジ、ボルト等で固定させること また、排水、循環水その他貯水槽から取り入れる水の取入れに係る配管の取付口には、遊泳者の吸込みを防止するための金具等を設けること （ただし、遊泳者の吸込みによる事故の発生の危険性がない構造である場合は、この限りでない）	規則 別表第1-7
貯水槽の水面から下に位置する吐出口には、吸込防止用格子蓋等を設け、ネジ、ボルト等で固定させること （ただし、ポンプ停止時等に水を吸い込むことを原因とする遊泳者の吸込みによる事故の発生の危険性がない構造である場合は、この限りでない）	規則 別表第1-8	
給水・排水	給水設備は、給水管に貯水槽の水が逆流しない構造とすること	条例4-1-5
	排水設備は、貯水槽からの排水が短時間に行える能力を有すること	条例4-1-6

構造設備（許可）基準等(2)

基 準		根 拠
浄 化 設 備	貯水槽には、1 時間当たり貯水槽容量に循環水量を加えた容量の 6 分の 1（夜間において浄化設備を停止する遊泳用プールにあっては、4 分の 1）以上の処理能力を有する循環ろ過方式の浄化設備を設けること	規則 別表第 1-1
	オーバーフロー水を再利用する場合は、オーバーフロー水に汚水が流入しない構造とすること	規則 別表第 1-2
	また、再利用するオーバーフロー水の循環系統内に別表第 2 第 2 項に規定する水質基準を確保するための十分な能力を有する浄化設備を設けること	
	貯水槽の水の消毒にオゾンを用いる場合は、オゾン発生装置のオゾン注入位置はろ過器又は活性炭吸着装置の前に設けること	規則 別表第 1-4
	新規補給水量及び循環水量を把握することができる専用の量水器その他の計測器を設けること	規則 別表第 1-5
	循環ろ過方式の浄化設備の処理水の出口に検査のための採水栓又は測定装置を設けること	規則 別表第 1-6
プ ール サ イ ド	プールサイドは、不浸透性材料を用い、水際の部分は滑り止めの構造とすること	条例 4-1-3
	通路は、不浸透性材料を用い、滑り止めの構造とすること	条例 4-1-4
	飲用に適する水を供給する必要な数の洗眼所、洗面所および水飲み場を設けること	規則 別表第 1-12
	遊泳者の身体を洗浄するためのシャワー設備を更衣所及び便所から貯水槽に至る途中に設けること	規則 別表第 1-13
	プールサイド、貯水槽等は、事故の防止を図るため、利用形態に応じて区画すること	規則 別表第 1-16
	遊泳用プール全体が見渡せる位置に適当な数の救命具を備えた監視所を設けること	条例 4-1-9
更 衣 所 ・ 便 所	更衣所及び便所は、男子用および女子用に区別して設け、外部から見通せない構造とすること	条例 4-1-7
	更衣所には、利用者の衣類等を安全かつ衛生的に保管することができる必要な数の設備を設けること	規則 別表第 1-10
	便所には、必要な数の便器および専用の手洗い設備を設け、床は不浸透性材料を用いること	規則 別表第 1-11

構造設備（許可）基準(3)

基 準		根 拠
そ の 他 の 設 備	応急措置のできる設備を有する救護所を設けること	条例 4-1-8
	貯水槽の水の消毒に塩素又は塩素剤を用いる場合は、当該塩素または塩素剤を適切に保管することができる設備を設けること	規則 別表第 1-9
	屋内の遊泳用プール又は夜間使用する屋外の遊泳用プールには、貯水槽の水面及びプールサイドの床面で、常時 100 ルクス以上になるよう照明設備を設けること	規則 別表第 1-14
	屋内の遊泳用プールには、十分換気ができる設備を設けること	規則 別表第 1-15
	観覧席を設ける場合は、その出入口を遊泳者の出入口と区別し、かつ、観覧席とプールサイドとの間を垣、さく等で区画すること	規則 別表第 1-17
	遊戯設備等を設ける場合は、危険防止上適切な構造のものとする	規則 別表第 1-18
	遊泳用プールの付帯設備として採暖室または採暖槽を設ける場合は、衛生的な管理及び使用ができる構造のものとする	規則 別表第 1-19
	遊泳用プールの敷地は、垣、さく等で囲い、その出入口は、施錠のできる構造とする	規則 別表第 1-20
<p>条例：滋賀県遊泳用プール条例 規則：滋賀県遊泳用プール条例施行規則</p>		

維持管理基準(1)

基 準		根 拠																			
安 全 管 理	危険防止及び救助のため、監視人を配置すること	条例 6-1																			
	監視人に監視所から常時監視させるとともに、遊泳者に対して危険の発生等を周知するための手段を確保しておくこと	規則 別表第 2-9																			
	救命具は、直ちに使用できる状態にしておくこと (指導基準：AED 等の救急医療設備も併せて配備すること)	規則 別表第 2-10																			
	利用者数を常に把握し、遊泳用プールにおける安全又は衛生の確保に支障が生ずるおそれのある場合には、利用者数の制限等必要な措置をとること	規則 別表第 2-11																			
	遊泳用プールに起因する疾病または事故が発生したときは、直ちに所轄の保健所長に報告すること	規則 別表第 2-12																			
貯 水 槽 の 水 質 管 理	貯水槽の水を規則で定める基準に適合させること	条例 6-2																			
	貯水槽の水の消毒は、塩素、塩素剤又は二酸化塩素により行い、その水質が均一になるよう管理すること	規則 別表第 2-1																			
	貯水槽の水の水質は、各貯水槽ごとに次の表の左欄に掲げる基準を維持すること。また、貯水槽の水質検査は、それぞれ当該右欄に掲げる回数行うこと	規則 別表第 2-2																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>水 質 基 準</th> <th>検査回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 水素イオン濃度は、PH 値 5.8 以上 8.6 以下</td> <td>毎月 1 回以上</td> </tr> <tr> <td>(2) 濁度は、2 度以下</td> <td>毎月 1 回以上</td> </tr> <tr> <td>(3) 過マンガン酸カリウム消費量は、12mg/l 以下</td> <td>毎月 1 回以上</td> </tr> <tr> <td>(4) ア：塩素又は塩素剤による消毒を行う場合、遊離残留塩素濃度は 0.4mg/l 以上 1.0mg/l 以下</td> <td>毎日午前 1 回 午後 2 回以上</td> </tr> <tr> <td>イ：二酸化塩素による消毒を行う場合、二酸化塩素濃度は 0.1mg/l 以上 0.4mg/l 以下、かつ、亜塩素酸濃度は 1.2mg/l 以下</td> <td>毎日午前 1 回 午後 2 回以</td> </tr> <tr> <td>(5) 大腸菌は、検出されないこと</td> <td>毎月 1 回以上</td> </tr> <tr> <td>(6) 一般細菌数は、1ml の検水で形成される集落数が 200 以下</td> <td>毎月 1 回以上</td> </tr> <tr> <td>【指導基準】 総トリハロメタン量は、概ね 0.2mg/l 以下</td> <td>毎年 1 回以上 (6 月から 9 月 までの時期)</td> </tr> </tbody> </table>		水 質 基 準	検査回数	(1) 水素イオン濃度は、PH 値 5.8 以上 8.6 以下	毎月 1 回以上	(2) 濁度は、2 度以下	毎月 1 回以上	(3) 過マンガン酸カリウム消費量は、12mg/l 以下	毎月 1 回以上	(4) ア：塩素又は塩素剤による消毒を行う場合、遊離残留塩素濃度は 0.4mg/l 以上 1.0mg/l 以下	毎日午前 1 回 午後 2 回以上	イ：二酸化塩素による消毒を行う場合、二酸化塩素濃度は 0.1mg/l 以上 0.4mg/l 以下、かつ、亜塩素酸濃度は 1.2mg/l 以下	毎日午前 1 回 午後 2 回以	(5) 大腸菌は、検出されないこと	毎月 1 回以上	(6) 一般細菌数は、1ml の検水で形成される集落数が 200 以下	毎月 1 回以上	【指導基準】 総トリハロメタン量は、概ね 0.2mg/l 以下	毎年 1 回以上 (6 月から 9 月 までの時期)	
	水 質 基 準		検査回数																		
	(1) 水素イオン濃度は、PH 値 5.8 以上 8.6 以下		毎月 1 回以上																		
	(2) 濁度は、2 度以下		毎月 1 回以上																		
	(3) 過マンガン酸カリウム消費量は、12mg/l 以下		毎月 1 回以上																		
	(4) ア：塩素又は塩素剤による消毒を行う場合、遊離残留塩素濃度は 0.4mg/l 以上 1.0mg/l 以下		毎日午前 1 回 午後 2 回以上																		
	イ：二酸化塩素による消毒を行う場合、二酸化塩素濃度は 0.1mg/l 以上 0.4mg/l 以下、かつ、亜塩素酸濃度は 1.2mg/l 以下		毎日午前 1 回 午後 2 回以																		
(5) 大腸菌は、検出されないこと	毎月 1 回以上																				
(6) 一般細菌数は、1ml の検水で形成される集落数が 200 以下	毎月 1 回以上																				
【指導基準】 総トリハロメタン量は、概ね 0.2mg/l 以下	毎年 1 回以上 (6 月から 9 月 までの時期)																				
※ 水質検査は、矩形の貯水槽の場合は貯水槽の対角線上においてほぼ等間隔の位置にある 3 か所以上の地点について行うこと。その他の形状の貯水槽にあってはこれに準じ、貯水槽の形状に応じた適切な地点を選び行うこと。																					

維持管理基準(2)

基準		根拠
貯水槽等の水質管理	貯水槽の水の温度は、遊泳に適した温度に保つこと (指導基準：原則として水温は、22℃以上とすること)	規則 別表第 2-3
	気泡浴槽及び採暖槽は、適正に管理し、その水についてレジオネラ属菌が検出されないことを確認するための検査を 1 年に 1 回以上行うこと (指導基準：気泡浴槽及び採暖槽については、大津市公衆浴場法施行条例の規定に準じて、塩素系薬剤による消毒（浴槽水の遊離残留塩素濃度を 0.2mg/l 以上に維持する）等を行うこと)	規則 別表第 2-5
施設の管理	循環ろ過方式の浄化設備は、適正に管理し、浄化設備の処理水の濁度の検査を毎月 1 回以上行い、浄化設備が正常に稼働していることを確認すること (指導基準：その濁度は、0.5 度以下（望ましくは 0.1 度以下）に維持すること)	規則 別表第 2-4
	貯水槽、プールサイド、更衣所、便所その他の利用者が使用する設備は、常に清潔に保ち、随時点検整備を行うこと	規則 別表第 2-15
	屋内の遊泳用プールにあっては、換気を十分に行うこと	規則 別表第 2-16
	遊泳用プールに使用する消毒薬については、他の薬剤との混和を防止することその他適切な管理を行うこと	規則 別表第 2-17
	水質検査に使用する試薬及び測定機器については、その機能が維持されるよう適切な管理を行うこと	規則 別表第 2-18
	開場期間中、構造設備の基準を遵守すること	条例 4-2
遊泳者の管理	伝染性の疾病にかかっている疑いのある者、めいてい者、付添人のいない幼児その他他人の迷惑となるおそれがある者を入場させないこと	条例 6-1-3
	遊泳者に、他人に危害を加えるおそれのある物を遊泳用プールに持ち込ませ、又は貯水槽の水を汚染するおそれのある物を貯水槽に持ち込ませないこと	規則 別表第 2-13
	遊泳者に他人の妨げまたは迷惑になる行為をさせないこと	規則 別表第 2-14
	入口、更衣所その他遊泳者の見やすい場所に遊泳用プール利用上の注意事項を表示すること	条例 6-1-4

維持管理基準(3)

基準		根拠
施設の 管理	遊泳用プールの維持管理を適正に行うため、管理者を配置すること	条例 7
	遊泳用プールの安全かつ衛生的な維持管理の実務を行わせるため、遊泳用プールにおける安全及び衛生についての知識及び技能を有する者を衛生管理者として配置すること	規則 別表第 2-6
	遊泳用プールにおける救護を行わせるため、救急救護に係る訓練を受けた者を救護員として配置すること	規則 別表第 2-7
	管理者は、遊泳用プール管理日誌を備え、開場期間中、次の事項を記載すること 【管理日誌記載事項】 使用時間、気温又は室温、水温、新規補給水量、換水状況、水質検査結果、設備の点検及び整備の状況、利用者数、事故の状況及びそれについて講じた措置その他必要な事項	規則 6-1
	管理者は、遊泳用プール管理日誌を作成の日から 3 年間以上保存すること	規則 6-2
	事故防止の対策、緊急時の措置その他の遊泳用プールの安全管理に関する必要な事項を記載した書類を作成すること また、従事者に対し、業務に従事する前その他必要な時に当該書類の内容について十分に教育および訓練を行うこと	規則 別表第 2-8
条例：滋賀県遊泳用プール条例 規則：滋賀県遊泳用プール条例施行規則		

《構造設備及び維持管理基準の特例》

条例施行規則第 3 条及び第 5 条の規定により、清浄度が保てる構造であると認められるときや保健衛生上支障がないと認められるときは、構造設備及び維持管理の基準を一部除外できる場合があります。

⇒詳細は、保健所までお問い合わせください。

<滋賀県遊泳用プール条例施行規則>

様式第1号（第2条関係）

遊泳用プール開設許可申請書

年 月 日

（あて先）
大津市保健所長

住所

氏名

年 月 日生

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名）

次のとおり遊泳用プールを開設したいので、滋賀県遊泳用プール条例第3条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

1 遊泳用プールの名称等

遊泳用プール	名 称	
	所 在 地	
管 理 者 の 氏 名		

<滋賀県遊泳用プール条例施行規則>

2 遊泳用プールの構造設備の概要

貯水 槽	材 質	貯水槽		プールサイド		通 路	
	構 造	(容 積)m ³	(最 深)	(最 浅)m	(循環水量) m ³	(循環ろ過機) m ³ /h	
		・	・	・	・	m ³ /h	
		・	・	・	・	m ³ /h	
	使用水	水道水 井戸水 その他 ()			温度調節	有・無	
量水器等							
消毒設備					消 毒 薬		
	夜間の浄化設備の停止				有・無		
付 帯 設 備			設置箇所数	設置個数	使 用 水		
	シャワー 設 備	通過式	箇所	個			
		個別式	箇所				
	洗 眼 所		箇所	個			
	洗 面 所		箇所	個			
	水 飲 み 場		箇所	個			
	便 所			設置箇所数	設置個数	形 式	
		男	箇所	大 (個) 手洗 (個) 小 (個)		水洗・くみ取り	
		女	箇所	(個) 手洗 (個)			
	更 衣 所			面 積		保 管 容 器	
		男			m ²	人分	
		女			m ²	人分	
	監 視 所		箇所				
	救 護 所		m ²				
	遊技設備		箇所	種 類			
採暖設備		採暖室	m ²	採暖槽	m ³		
オーバーフロー水の再利用			有・無				
換気装置 (屋内のみ)							

3 その他

衛生管理者氏名	
救護員氏名	
開場期間	年 月 日から 年 月 日まで
開場時間	時 分から 時 分まで
収容定員	人
そ の 他	

遊泳用プール開設許可事項変更届

年 月 日

(あて先)

大津市保健所長

住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名)

次のとおり変更したいので、滋賀県遊泳用プール条例第5条の規定により届け出ます。

遊泳用 プール	名 称	
	所 在 地	
変 更 内 容	変 更 事 項	
	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 の 理 由		
変 更 年 月 日		年 月 日

遊泳用プール休止（廃止）届

年 月 日

（あて先）

大津市保健所長

住所

氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名）

次のとおり遊泳用プールを休止（廃止）したいので、滋賀県遊泳用プール条例第8条第1項の規定により届け出ます。

遊泳用 プール	名 称	
	所 在 地	
休止（廃止）の理由		
休止（廃止）年月日		年 月 日

遊泳用プール再開届

年 月 日

(あて先)

大津市保健所長

住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名)

次のとおり遊泳用プールを再開したいので、滋賀県遊泳用プール条例第8条第2項の規定により届け出ます。

遊泳用 プール	名 称	
	所 在 地	
再 開 年 月 日		年 月 日

遊泳用プール開設許可書紛失届

開設者住所

開設者氏名

施設所在地

施設名称

私は、遊泳用プール開設許可書を紛失しましたので、紛失届を提出します。なお、当該許可書を発見したときは、速やかに返納いたします。

年 月 日

届出者

(宛先)
大津市保健所長